

名張市国土強靭化地域計画 (素案)

令和2年〇月
三重県名張市

名張市国土強靭化地域計画

目 次

第1章 地域計画策定の基本的な考え方	1
第1節 地域計画策定の背景と目的.....	1
第2節 地域計画の策定と見直し.....	1
第3節 国土強靭化の推進.....	2
第4節 地域計画の役割と位置付け.....	2
第5節 取組の進め方（P D C Aサイクル）	3
第2章 脆弱性の評価	4
第1節 対象リスクに係る被害想定.....	4
第2節 「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の設定.....	8
第3節 「起きてはならない最悪の事態」の設定.....	9
第4節 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析と評価.....	11
第3章 施策の重点化	30
第1節 施策の重点化.....	30
第4章 国土強靭化の推進方針	31
第1節 「起きてはならない最悪の事態」別の推進方針.....	31
第2節 施策分野別の推進方針.....	48

第1章 地域計画策定の基本的な考え方

第1節 地域計画策定の背景と目的

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）が施行されました。

この基本法の施行を受け、平成26年6月に国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靭化基本計画」（以下「国的基本計画」という。）が閣議決定されるとともに、都道府県や市町村による国土強靭化に係る計画策定の指針となる「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」が策定されました。

国土強靭化を実効性のあるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や関係機関が連携して取組を進めることができなくては、国的基本計画の策定に続いて、地方公共団体においても国土強靭化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靭化の取組を進めることが重要です。

本市においては、南海トラフ地震の発生や台風による河川の氾濫等、風水害が甚大化する可能性が危惧されていることから、平素から防災・減災対策の取組を進めていますが、国土強靭化を実効性のあるものにするために、国、県等と一体となって強靭化の取組を推進していきます。

これらのことから、基本法第8条の基本方針を踏まえ、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、事前に的確な取組を実施していくため、名張市国土強靭化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定しました。

第2節 地域計画の策定と見直し

基本法第14条により、地域計画は国的基本計画と調和が保たれている必要があることから、本市の地域計画は、国的基本計画を基に策定しています。

本地域計画は、計画期間は特に定めず、進捗管理（P D C Aサイクル）を行う中で、必要に応じて見直すこととします。

市民の生活・経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、大規模事故やテロ等によるものも想定されるところですが、まずは対象となるリスクを大規模自然災害としています。

本市においては、「第1節 地域計画策定の背景と目的」で示したとおり、南海トラフ地震の発生や台風による河川の氾濫等による風水害が甚大化する可能性が危惧されていること等を踏まえ、国的基本計画同様、対象リスクを大規模自然災害に設定しています。

第3節 国土強靭化の推進

過去の災害から得られた教訓を防災・減災、その他迅速な復旧・復興等に生かすため、次の方針に基づき国土強靭化を推進します。

1. 国土強靭化の取組姿勢

- 本市に存在する強靭性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取り組みます。
- 時間管理概念を徹底し、長期的な視野で計画的に取り組みます。
- 地域特性を生かして、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高めます。

2. 適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設や道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、そのための体制を早急に整備します。
- 自助・共助及び公助を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組みます。
- 非常時に防災・減災等の効果を發揮するだけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

3. 効率的な施策の推進

- 人口の減少等による市民のニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な活用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ります。
- 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進します。
- 行政、民間、市民が連携・協力しながら取組を波及させていきます。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理を行います。

第4節 地域計画の役割と位置付け

本計画は、基本法第13条に規定する国土強靭化地域計画であることから、国の基本計画に示されている基本的な方針を踏まえ、同法第14条の規定に基づき、国の基本計画との調和を保った上で策定する必要があります。

なお、本計画は、災害対策基本法、市政の基本方針である「名張市総合計画 新・理想郷プラン」、名張市地域防災計画等に基づき、国土強靭化施策を推進する上での指針として位置付けるものです。

また、令和2年3月に策定した「第2期名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略」についても、連携し、相乗効果を図るものとします。

本計画では、計画期間は定めず、P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを行う中で、必要に応じて修正するものとし、三重県の計画が改訂された場合には、その内容に応じて検討をします。

第5節 取組の進め方（P D C Aサイクル）

本市は、強靭化の施策を総合的・計画的に推進するため、下記のとおり P D C A（サイクル）を繰り返しながらを進めます。

また、施策の進捗等に応じてプログラムの見直しや修正を行います。

P : 計画（策定プロセス）

S T E P 1 地域を強靭化するまでの目標の明確化（事前に備えるべき目標の設定）



S T E P 2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定
強靭化施策分野の設定



S T E P 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討



S T E P 4 リスクへの対応方策の検討



D : 実行

- ・対応方策について重点化、優先順位付けを行い計画的に実施



C : 評価

- ・実行結果を評価



A : 改善

- ・全体の取組の見直し・改善

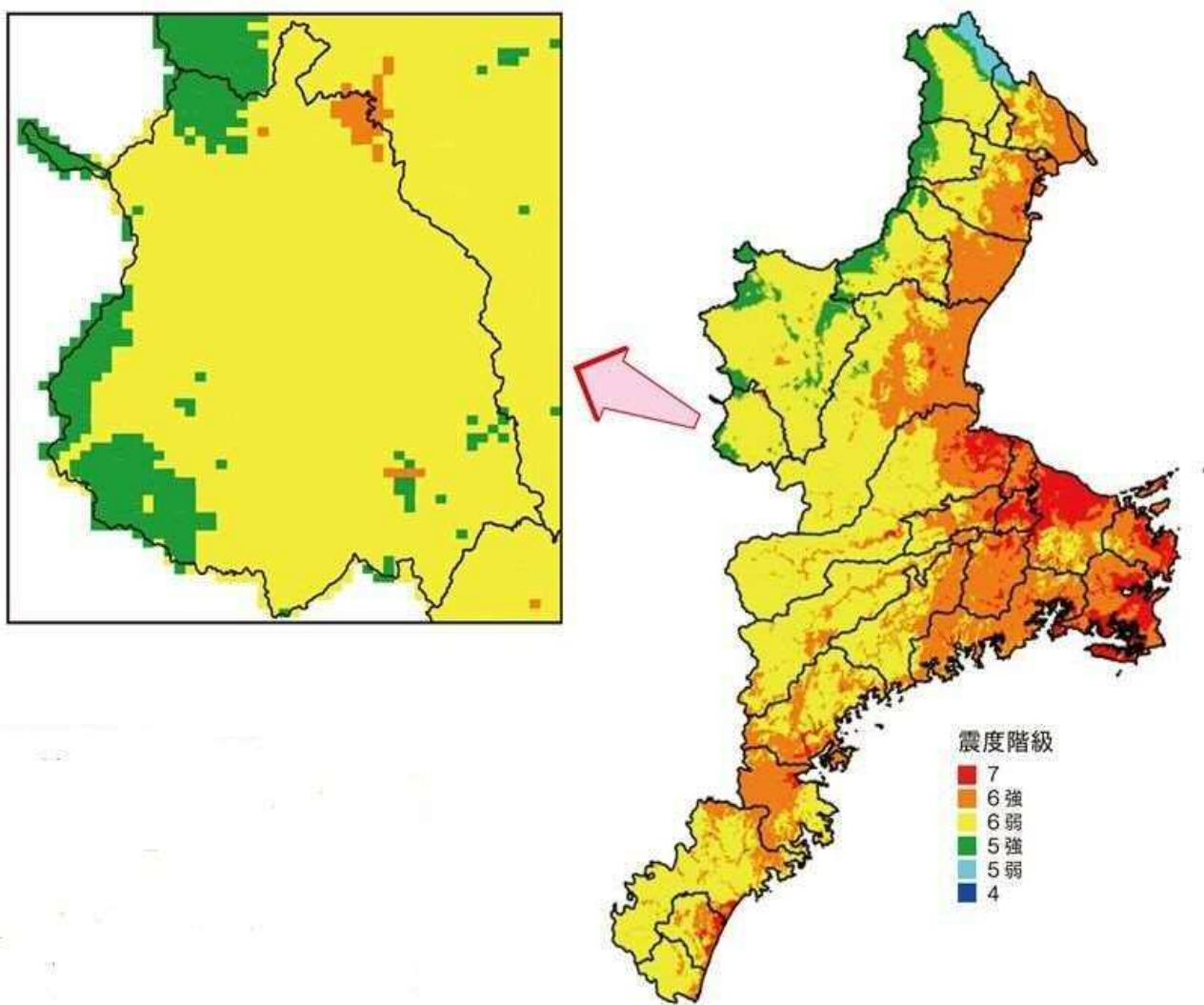
第2章 脆弱性の評価

第1節 対象リスクに係る被害想定

対象リスクを大規模自然災害に設定していますが、本市で発生するおそれのある災害の主なものとして、名張市地域防災計画（平成30年度改定）において被害を想定しています。マグニチュード8～9クラスの南海トラフ地震（理論上最大）と1,000年に1回程度起こる大雨による名張川の氾濫があります。

1. 南海トラフ地震（理論上最大）

理論上最大クラスの南海トラフ地震では、市内の半分で震度6弱、一部の地域で最大震度6強の揺れが発生すると想定されています。県内のほぼ全域で震度6弱以上、南部の大半と、県内の人口が集中する伊勢湾沿岸部では、震度6強、また、伊勢志摩地域の沿岸部を中心として震度7が想定されています。



三重県地震被害想定調査結果（2014）

「三重県地震被害想定調査結果（2014）」において、三重県が試算した本市の被害想定は次のとおりです。

南海トラフ地震（理論上最大）が発生した場合、建物及び人的被害想定として、建物全壊600棟、死者20人となっています。また、避難所への避難者は、発災1日後約2,300人、1週間後のピーク時で9,700人が想定されています。

■本市及び三重県全体の避難者数（人）

※冬夕発災

分類	名張市	三重県
1日後	約2,300	約757,000
避難所	約1,400	約478,000
避難所外	約900	約278,000
1週間後	約9,700	約793,000
避難所	約4,900	約474,000
避難所外	約4,900	約319,000
1か月後	約2,300	約973,000
避難所	約700	約292,000
避難所外	約1,600	約681,000

■本市及び三重県全体の建物の被害数及び死者数

分類	名張市	三重県
家屋の全壊・焼失棟数（棟） ※冬夕発災	揺れ	約600
	液状化	—
	津波	—
	急傾斜地等	約10
	火災	約10
	合計	約600
死者数（人） ※冬深夜発災 津波からの避難率が低い場合	建物倒壊	約20
	うち屋内落下物等	—
	津波	—
	うち逃げ遅れ	—
	うち自力脱出困難	—
	急傾斜地崩壊等	—
	火災	—
	合計	約20

—：わずか（5未満）

■本市のライフライン被害数

分類		直後	1日後	7日後	1ヶ月後
上水道※	給水人口（人）	約78,000			
	断水人口（人）	約69,000	約72,000	約30,000	—
	断水率	88%	92%	38%	0%
下水道※	処理人口（人）	約26,000			
	支障人口（人）	約800	約21,000	—	—
	支障率	3%	81%	0%	0%
電力	需要家数（軒）	約48,000			
	停電軒数（軒）	約43,000	約39,000	約60	/
	停電率	89%	80%	0%	/
固定電話	回線数（回線）	約18,000			
	不通常回線（回線）	約16,000	約15,000	約20	—
	不通率	89%	80%	0%	0%
都市ガス	需要家数（軒）	約15,000			
	復旧対象戸数（戸）	—	—	—	—
	供給停止率	—	—	—	—

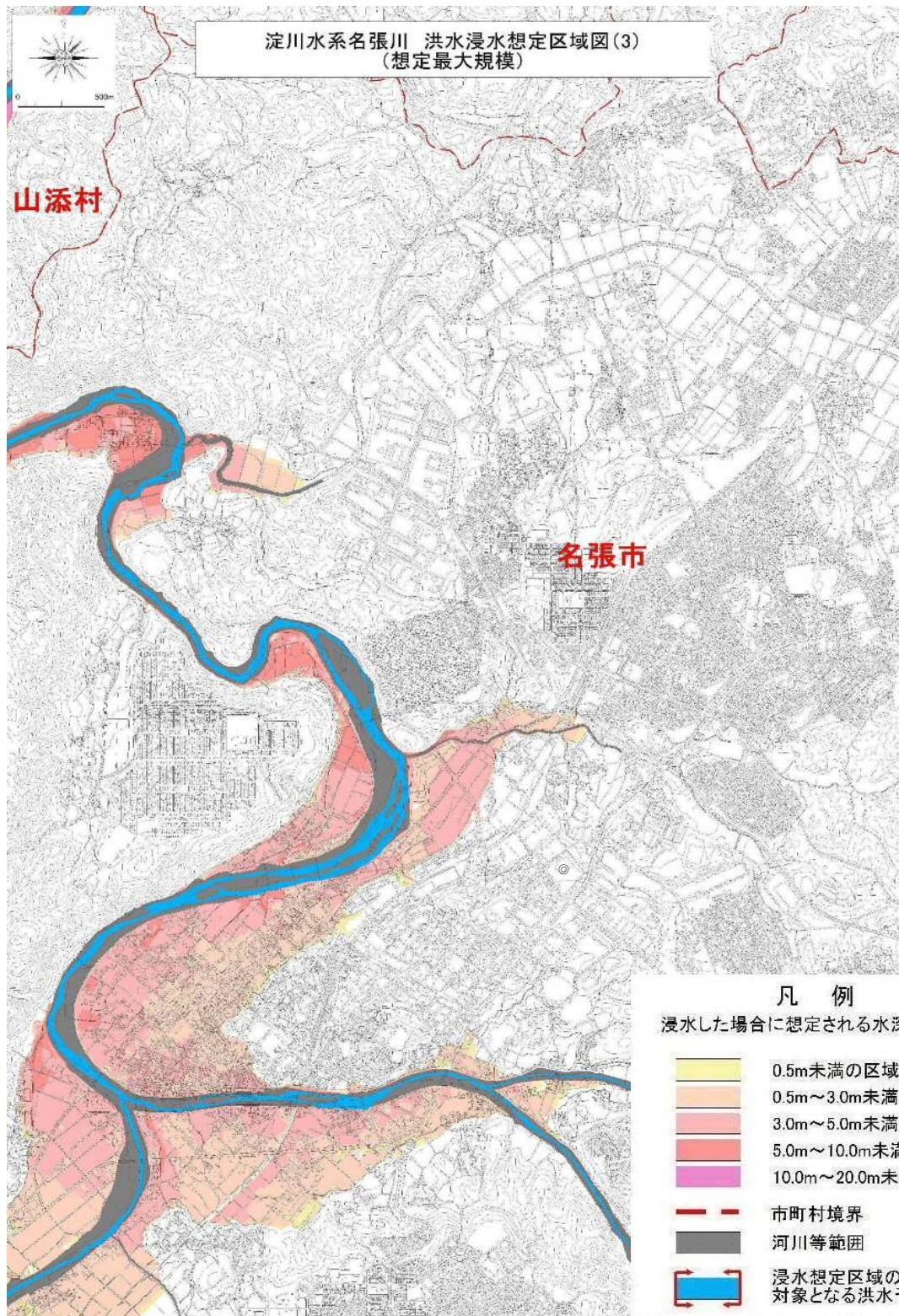
—：わずか（5未満）

※上水道、下水道の人口は本市上下水道部の平成30年度の算出人口を用いる。

2. 1, 000年に1回程度起こる大雨による名張川の氾濫

市内を流れる名張川は、県の洪水予報河川に指定され、大雨によって氾濫することが想定されており、河川流域では浸水深が最大で約5～10mに及ぶ箇所があります。

この浸水深の根拠となる降雨は、平成27年改正の水防法の規定により想定最大規模降雨（名張市家野地点上流域の9時間総雨量380mm）によるものです。



第2節 「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の設定

1. 基本目標

いかなる災害が発生しても、次の項目を基本目標とし、安全・安心な名張市の構築に向け国土強靭化を推進します。

- (1) 人命の保護が最大限に図られること。
- (2) 本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持され、市政及び地域の経済並びに社会活動が持続可能なものになるようにすること。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- (4) 本市の迅速な復旧復興を可能にすること。

2. 事前に備えるべき目標

地域計画における「事前に備えるべき目標」は、原則として国の基本計画に即して設定することとされていることから、国の基本計画で設定されている目標と同じものとなるよう、次のとおり設定しました。

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
(それがなされない場合の必要な対応を含む。)
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

第3節 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

事前に備えるべき八つの目標の達成の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」が、国の基本計画において設定されています。45の事態から本市の地域特性を踏まえて27の事態を選定しました。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
(1) 人命の保護が最大限に図られること。	① 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。	①-1	建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		①-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		①-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		①-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態
		①-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
(2) 本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持され、市政及び地域の経済並びに社会活動が持続可能なものになるようにすること。	② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなきれない場合の必要な対応を含む。）。	②-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		②-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		②-3	救助・救急活動等の絶対的不足
		②-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		②-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		②-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
(3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。	③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	③-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
(4) 本市の迅速な復旧復興を可能にすること。	④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	④-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		④-2	災害情報が必要な者に伝達できない事態
	⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない。	⑤-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の低下
		⑤-2	基幹的交通ネットワークの機能停止
		⑤-3	食料等の安定供給の停滞

	(6)	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	(6)-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
			(6)-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			(6)-3	地域交通ネットワークが分断する事態
	(7)	制御不能な二次災害を発生させない。	(7)-1	市街地での大規模火災の発生
			(7)-2	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
			(7)-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
			(7)-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	(8)	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	(8)-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			(8)-2	道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			(8)-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第4節 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析と評価

国においては、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、現在実施している施策を把握し、現在の状況で「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避することが可能か、不可能な場合は、何が足りないかを分析とともに、当該事態の回避（リスクの一部低減を含む。）に向けて、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策を導入すべきか分析及び整理をしています。

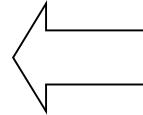
このため、本市における脆弱性評価については、国の施策と同様の取組を実施している場合は、国の脆弱性評価の方法を参考にして分析及び評価をするとともに本市の実情を踏まえて本市独自の取組を進めている場合は、その取組等も評価の対象としました。

1. 個別施策分野及び横断的分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための取組は、次の12の個別施策分野を統合して5つの個別施策分野に整理し、また、本市の地域特性を考慮した3つの横断的分野を設定します。

●個別施策分野

- 1) 行政施策 (1)
- 2) 住環境 (2) (11)
- 3) 保健医療・福祉 (3)
- 4) 産業 (4) (5) (6) (7) (9)
- 5) 国土保全 (8) (10) (12)



- (1) 行政機能・警察消防
- (2) 住宅・都市
- (3) 保健医療・福祉
- (4) エネルギー
- (5) 金融
- (6) 情報通信
- (7) 産業構造
- (8) 交通・物流
- (9) 農林水産
- (10) 国土保全
- (11) 環境
- (12) 土地利用

●横断的分野

- 1) リスクコミュニケーション
- 2) 老朽化対策
- 3) 人口減少対策

2. 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」回避に向けた現行施策の分析及び評価

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の回避に向け、現在実施している施策を特定しつつ、現状の脆弱性を改善するための課題や今後の取組を検討し、施策分野（個別施策分野、横断的分野）ごとに整理し、脆弱性の分析及び評価を行いました。

第3節で設定した27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」毎に、事態回避に資する現行施策及び課題を抽出した結果は次のとおりです。

●個別施策分野

①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

①－1 建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・名張市総合防災訓練において市、地域、関係機関が連携し、想定される被害に対しての対応の習熟度を高めるために訓練を実施していますが、より防災諸活動の習熟度が高められるよう、訓練を継続して実施する必要があります。

○防災計画等の整備・更新

- ・市及び各地域の自主防災組織等が実施する防災諸活動が円滑に進むよう各種計画やマニュアルの整備及び更新を随時実施しています。市及び各地域の自主防災組織等が災害対応を円滑に実施できるよう防災計画等の周知徹底や不足する計画等を整備及び更新し、対応力を強化する必要があります。

○消防施設、資機材の充実強化

- ・消防車両等の更新整備及び耐震性貯水槽の新規整備を行っています。震災時における消防水利を確保するため、耐震性貯水槽の整備を更に進めるとともに自然水利を活用するための環境整備に取り組む必要があります。

○消防団の充実強化

- ・訓練、研修等で消防団員の災害対応能力の向上を図っています。消防団員不足の解消と消防団活動協力員の確保を図るとともに、消防団と地域自主防災組織との更なる連携強化に取り組む必要があります。また、消防団を中心に、各地域において初期消火活動等を迅速に行える体制を構築する必要があります。

○消防受援体制の充実強化

- ・震災で壊滅的な被害が発生した場合、本市の消防力だけでは対応できないことが想定されることから、迅速に緊急消防援助隊等の応援部隊を要請するための「名張市消防受援計画」を策定しています。緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施し、受援体制の強化に取り組む必要があります。

○災害時の遺体の埋火葬体制

- ・平時より遺体の埋火葬は的確に実施していますが、大規模災害発生時に遺体が多数発生した時や、市の火葬施設が損壊する等、災害対策本部が必要と認めた場合は、応急的な埋火葬の実施、近隣市町や県に協力を要請する必要があります。

2) 住環境

○木造住宅耐震診断並びに木造住宅耐震補強の促進

- ・平成16年度より無料耐震診断事業、平成17年度からは耐震補強工事の費用補助、また平成21年度より耐震補強設計に対する費用補助を実施しています。

しかしながら、旧耐震住宅の所有者の大半が高齢者であり、補強等にかかる費用が高額となり耐震化率が低迷している状況にあります。そのため、補助制度の詳細や耐震診断、補強工事の重要性の啓発や説明会等を実施し、更なる木造住宅の耐震化促進の必要があります。

①－2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

1) 行政施策

○防災体制の整備<再掲>

- ・名張市総合防災訓練において市、地域、関係機関が連携し、想定される被害に対しての対応の習熟度を高めるために訓練を実施していますが、より防災諸活動の習熟度が高められるよう、訓練を継続して実施する必要があります。

○防災計画等の整備・更新<再掲>

- ・市及び各地域の自主防災組織等が実施する防災諸活動が円滑に進むよう各種計画やマニュアルの整備及び更新を随時実施しています。市及び各地域の自主防災組織等が災害対応を円滑に実施できるよう防災計画等の周知徹底や不足する計画等を整備及び更新し、対応力を強化する必要があります。

○消防施設、資機材の充実強化<再掲>

- ・消防車両等の更新整備及び耐震性貯水槽の新規整備を行っています。震災時における消防水利を確保するため、耐震性貯水槽の整備を更に進めるとともに自然水利を活用するための環境整備に取り組む必要があります。

○消防団の充実強化<再掲>

- ・訓練、研修等で消防団員の災害対応能力の向上を図っています。消防団員不足の解消と消防団活動協力員の確保を図るとともに、消防団と地域自主防災組織との更なる連携強化に取り組む必要があります。また、消防団を中心に、各地域において初期消火活動等を迅速に行える体制を構築する必要があります。

○消防受援体制の充実強化<再掲>

- ・震災で壊滅的な被害が発生した場合、本市の消防力だけでは対応できないことが想定されることから、迅速に緊急消防援助隊等の応援部隊を要請するための「名張市消防受援計画」を策定しています。緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施し、受援体制の強化に取り組む必要があります。

①－3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

1) 行政施策

○気象情報等の情報共有

- ・関係機関との連携を密にして、気象情報、河川水位、ダム放流予定等を早期に入手し、府内での情報共有を行っています。夜間・休日等、緊急時における迅速・確実な情報伝達の体制を構築する必要があります。

○学校施設における安全・防災教育

- ・大規模自然災害発生時に建物の浸水の恐れのある市内学校施設が、避難確保計画を策定しています。避難訓練を通して計画の検証を行い、必要に応じて修正を行う必要があります。

○消防施設、資機材の充実強化<再掲>

- ・救命ボートやライフジャケット等の資機材の充実に取り組んでいます。浸水時における糞

尿等の流出にも対応できる胴付長靴等の資機材を導入する必要があります。

○消防団の充実強化<再掲>

- ・地域防災の要である消防団員の確保及び消防団活動を支援する消防団活動協力員の確保に努めています。また、水防に係る訓練、研修等で消防団員の災害対応能力の向上を図っています。消防団員不足の解消と消防団活動協力員の確保、消防団と地域自主防災組織との更なる連携強化に取り組む必要があります。

○有害物質の拡散・流出対策

- ・災害発生時における有害物質の拡散・流出を防ぐため、三重県関係部局と連携して危険物や有害物質を保有する施設の届出の周知徹底等、指導体制の強化と設置者へ災害発生時の二次災害の未然防止の啓発を行う必要があります。

3) 保健医療・福祉

○保育施設における安全・防災教育に係る施策

- ・大規模自然災害発生時に建物の浸水の恐れのある市内保育施設が、避難確保計画を策定しています。避難訓練を通して計画の検証を行い、必要に応じて修正を行う必要があります。

○感染症の発生・まん延防止

- ・河川増水で浸水被害があった場所等に感染症の発生防止のため、消毒薬の散布を行っています。計画的に消毒薬等の備蓄整備を図り、緊急時には速やかに対応できるように体制を構築する必要があります。

①－4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態

1) 行政施策

○受援計画の策定

- ・震災等で壊滅的な被害が発生した場合、迅速に救援物資及び人的支援等を円滑に受け入れるため受援計画の策定に取り組んでいます。計画の早期の策定及び災害対応を円滑に実施するべく計画の周知徹底を行い、受援体制の整備を進める必要があります。

○学校施設における安全・防災教育に係る施策<再掲>

- ・大規模自然災害発生時に土砂災害に見舞われる恐れのある市内学校施設が、避難確保計画を策定しています。避難訓練を通して計画の検証を行い、必要に応じて修正を行う必要があります。

○消防施設、資機材の充実強化<再掲>

- ・消防団にトランシーバー等の情報伝達機器を配備し、被災情報の収集・伝達や避難広報等を行うとともに、スコップ、バール等の資機材を配備しています。災害発時の情報共有と避難広報を円滑に行うため消防車両、資機材等の充実に取り組むとともに、土砂災害時の救助活動等に活用する胴付長靴等を導入する必要があります。

○消防団の充実強化<再掲>

- ・地域防災の要である消防団員の確保及び消防団活動を支援する消防団活動協力員の確保に

努めています。また、土砂災害に係る訓練、研修等で消防団員の災害対応能力の向上を図っています。消防団員不足の解消と消防団活動協力員の確保、消防団と地域自主防災組織との更なる連携強化に取り組む必要があります。

○消防受援体制の充実強化<再掲>

- ・震災で壊滅的な被害が発生した場合、本市の消防力だけでは対応できないことが想定されることから、迅速に緊急消防援助隊等の応援部隊を要請するための「名張市消防受援計画」を策定しています。緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施し、受援体制の強化に取り組む必要があります。

3) 保健医療・福祉

○保育施設における安全・防災教育に係る施策<再掲>

- ・大規模自然災害発生時に土砂災害に見舞われる恐れのある市内保育施設が、避難確保計画を策定しています。避難訓練を通して計画の検証を行い、必要に応じて修正を行う必要があります。

○放課後児童クラブ運営施設における安全・防災教育に係る施策

- ・大規模自然災害発生時に土砂災害に見舞われる恐れのある市内放課後児童クラブ運営施設が、避難確保計画を策定しています。避難訓練を通して計画の検証を行い、必要に応じて修正を行う必要があります。

5) 土国保全

○宅地耐震化推進事業（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業）

- ・国による防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策により、全国の大規模盛土造成地マップが作成されました。三重県による2次スクリーニング計画（造成年代調査、優先度評価等）が実施される予定ですが、2次スクリーニング以降は市町での実施となり、優先順位の高いものから調査を実施していく必要があります。

①－5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

1) 行政施策

○緊急時における情報収集と伝達

- ・名張市総合防災訓練等、訓練での防災行政無線の通信訓練の実施、全国瞬時警報システム（Jアラート）の運用確認と保守点検、災害時要援護者への告知放送受信機の無償貸与を実施していますが、各種機器の整備・更新の適時実施、機器操作のマニュアル作成による操作の平易化と技能の向上を図る必要があります。
- ・防災ほっとメールをはじめ、防災ラジオ、市公式ホームページ、市公式Facebook、市公式Twitter、ケーブルテレビ(ads. news)、FM放送(ads. FM)等を通じて情報発信を行っていますが、情報入手方法が分からずの市民への周知や、災害時に情報サービスが機能停止する等、市民への情報発信手段の一部が使用できなくなった場合の対応を検討する必要があります。

○避難行動要支援者支援の充実

- ・避難行動要支援者への支援について、各対象者の避難確保計画を作成するとともに、地域の実情に応じた対応ができるよう、避難行動要支援者の情報把握、情報伝達、避難支援など支援全般について、市民が主体となった支援体制の整備を進める必要があります。

○消防団の充実強化<再掲>

- ・災害発生時に避難が必要な場合、消防団が避難広報、避難誘導を行う体制としており、被災情報の収集・伝達、地域住民の安否確認及び避難誘導等、消防団及び消防団活動協力員並びに地域自主防災組織の連携強化に取り組んでいます。消防団員不足の解消と消防団活動協力員の確保を図るとともに、消防団と地域自主防災組織との更なる連携強化に取り組む必要があります。

○消防施設、資機材の充実強化<再掲>

- ・消防団にトランシーバー等の情報伝達機器を配備し、被災情報の収集・伝達や避難広報等を行っています。災害発生時の情報共有と避難広報を円滑に行うため消防車両、資機材等の充実に取り組む必要があります。

②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

②-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

1) 行政施策

○災害備蓄の住民への普及・啓発と拡充

- ・名張市総合防災訓練等、訓練でのアルファ化米等、非常食料の炊き出し訓練、地域の配水池で市と地域の合同で応急給水訓練を実施しています。大規模災害発生時のライフラインの途絶に対応するため、継続した訓練を行い住民への周知及び備蓄食料や飲料水、資機材の災害備蓄の啓発を行う必要があります。
- ・避難者数が最大となると見込まれる南海トラフ地震（理論上最大）の被害想定に基づき、食料の備蓄を実施しています。継続した備蓄量の確保及びアレルギー食品等への避難者のニーズへの対応を踏まえ、備蓄食料の拡充の必要があります。

○災害時協力井戸の登録拡充

- ・災害発生時の生活用水の確保のため災害時協力井戸に市内36か所が登録されています。継続して設置箇所の増加と市民への制度の周知を図る必要があります。

○受援計画の策定<再掲>

- ・震災等で壊滅的な被害が発生した場合、迅速に救援物資及び人的支援等を円滑に受け入れるため受援計画の策定に取り組んでいます。今後、計画の早期の策定及び災害対応を円滑に実施するため計画の周知徹底を行い、受援体制の整備を進める必要があります。

○災害応援協定の拡大

- ・事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施するべく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。関係機関との連携強化に加えて、締結相手方の被災、流通経路が途絶する場合等も想定し、重層的な協定締結と備蓄品目の不足がないよう災害応援協定の拡大の必要があります。

○物資拠点施設の整備

- ・物資拠点の設定は完了していますが、物資受入・搬出に係る整備がなされていないため、物資受入・搬出に係る整備を進める必要があります。

3) 保健医療・福祉

○保育施設における災害備蓄の整備

- 市内保育施設で各園3日分以上の災害備蓄や避難用品等の整備を進めていますが、民間保育施設に比べ、公立保育所、幼稚園における整備が進んでいないため、各施設の備蓄状況の確認と公立保育施設の備蓄の拡充を促進する必要があります。

5) 國土保全

○道路ネットワークの構築

- 災害時の物資の輸送、緊急車両の通行における安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため市内の道路整備を進めています。安全性の確保のため継続した道路の維持管理を実施する必要があります。

②-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

1) 行政施策

○災害備蓄の住民への普及・啓発と拡充<再掲>

- 名張市総合防災訓練等、訓練でのアルファ化米等、非常食料の炊き出し訓練、地域の配水池で市と地域の合同で応急給水訓練を実施しています。大規模災害発生時のライフラインの途絶に対応するため、継続した訓練を行い住民への周知及び備蓄食料や飲料水、資機材の災害備蓄の啓発を行う必要があります。

○災害応援協定の拡大<再掲>

- 事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施するべく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。関係機関との連携強化に加えて、締結相手方の被災、流通経路が途絶する場合等も想定し、重層的な協定締結と備蓄品目の不足がないよう災害応援協定の拡大の必要があります。

○災害用資機材の拡充

- 災害用資機材について段階的に整備を実施していますが、避難所ニーズの多様化、資機材の耐用年数の経過に伴う更新等、継続した整備を実施する必要があります。

5) 國土保全

○道路ネットワークの構築<再掲>

- 災害時の物資の輸送、緊急車両の通行における安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため市内の道路整備を進めています。安全性の確保のため継続した道路の維持管理を実施する必要があります。

②-3 救助・救急活動等の絶対的不足

1) 行政施策

○防災体制の整備<再掲>

- 名張市総合防災訓練等において、訓練での消防職員、消防団、地域の合同での救助訓練、地震体験車や煙体験等の災害時に自身を守る訓練、名張市立病院における病院B C Pに基づく業務継続訓練を実施しています。大規模災害発生時の救助・救急の円滑な業務を行うため継続した訓練を実施し、習熟度の向上を図る必要があります。

○消防施設、資機材の充実強化<再掲>

- ・消防車両、救急自動車及び救助資機材等を計画的に整備するとともに名張市総合防災訓練や多数傷病者対応訓練等において消防機関と医療機関等との連携強化を図っています。多数の要救助者や傷病者に対応するために必要な人員、車両、資機材等を確保するとともに、消防機関と医療機関等との更なる連携強化に取り組む必要があります。

○消防団の充実強化<再掲>

- ・訓練、研修等で消防団員の災害対応能力の向上に努めていますが、消防団員不足の解消と消防団活動協力員の確保を図る必要があります。また、消防署と消防団が連携して救助活動等を行う体制を構築するとともに、消防団と地域自主防災組織との更なる連携強化に取り組む必要があります。

○消防受援体制の充実強化<再掲>

- ・震災で壊滅的な被害が発生した場合、本市の消防力だけでは対応できないことが想定されることから、迅速に緊急消防援助隊等の応援部隊を要請するための「名張市消防受援計画」を策定しています。緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施し、受援体制の強化に取り組む必要があります。

3) 保健医療・福祉

○災害時医療体制の整備

- ・災害時の初期医療救護活動を円滑かつ迅速に実施するため、県、保健所、医師会等関係機関との協力体制の整備が必要です。

○災害派遣医療チーム（D M A T）の受入体制の整備

- ・名張市立病院では災害派遣医療チーム（D M A T）を1チーム編成しています。災害発生直後の急性期において迅速に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム（D M A T）の受入体制を整備する必要があります。

○大規模災害時における医療現場の早期復旧体制の整備

- ・名張市立病院では物品運搬用の車両が不足しています。大規模災害発生直後に診療環境の早期復旧のため被災物品等の処分が必要になり、迅速な救命救急活動を開始するため運搬車両を確保する必要があります。

②-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

1) 行政施策

○災害応援協定の拡大<再掲>

- ・事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施するべく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。関係機関との連携強化に加えて、締結相手方の被災、流通経路が途絶する場合等も想定し、重層的な協定締結と備蓄品目の不足がないよう災害応援協定の拡大の必要があります。

○電力供給停止時の復旧対応

- ・本市庁舎、消防庁舎（名張市消防本部・名張消防署）、名張市立病院には、非常用発電機があり、電力供給停止後、それぞれ19時間、72時間、48時間の業務継続が可能です。エネルギー供給が長期途絶となる場合等に対応するため、三重県石油商業組合名張支部と

の災害協定に基づき、早期のエネルギーの供給を確保することで災害対応業務の主要機関の機能を維持する必要があります。

3) 保健医療・福祉

○大規模自然災害時における医療確保に必要なエネルギー確保体制の充実

- 名張市立病院は、災害拠点病院の指定を受けており、自家発電設備で平常時の6割強、3日間程度の燃料の備蓄が可能あります。

大規模災害発生時には、電力等、ライフラインが途絶の上、停電が長期化する恐れがあるため、7日間程度、医療活動を継続可能とするエネルギーを確保する必要があります。

②-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

3) 保健医療・福祉

○医療関係機関相互の連携強化と災害時医療体制の整備、保健医療活動チーム等の受入体制の整備

- 平時より県及び関係医療機関で構成される会議等に参画し、各関係機関との連携及び情報共有を図っていますが、医療施設の被災や、消防機関と医療施設及び相互のネットワークが断絶した場合、適切な医療を提供できない事態が懸念されます。そのため、被災状況等の情報収集・伝達、医療機関の連携体制強化や、災害発生時の医療関係者、機材、薬品等の確保について体制を整備する必要があります。

②-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

1) 行政施策

○避難所における感染症対策

- 名張市総合防災訓練等で避難所における感染症対策を各地域で実施していますが、感染症対策の習熟度に地域ごとに差が生じています。災害発生時の避難所における感染症クラスター発生を防ぐため、適時の感染症対策の講習会を開催し、習熟度の向上を図る必要があります。

○消防施設、資機材の充実強化<再掲>

- 救急業務においては、伊賀地域メディカルコントロール協議会が定める感染防御マニュアル等に基づき感染防止対策を図っています。感染症が大規模発生した場合に、救急隊員が着用する感染防止衣、手袋、マスク等の衛生資器材に不足が生じないよう十分な在庫を保有する必要があります。また、研修や訓練により、感染防止対策の徹底を図る必要があります。

3) 保健医療・福祉

○感染症予防への対策

- 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施や接種費用の一部助成等を実施しています。災害時における感染症の発生やまん延を未然に防止するため、予防接種の接種率の向上、正しい予防知識の周知を行う必要があります。

○感染症の発生・まん延防止

- 河川増水で浸水被害があった場所等に感染症の発生防止のため、消毒薬の散布を行っています。消毒薬等、備蓄品の整備を計画的に行い、緊急時には速やかに対応できるように体制を構築する必要があります。

③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

③-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

1) 行政施策

○業務継続計画の策定

- ・災害発生時の業務の継続と早期復旧のため、業務継続計画（B C P）の策定を行っていますが、各所管における非常時の優先業務、バックアップすべき重要な行政データの選定及び調整が課題となっています。業務継続計画の早期策定と名張市総合防災訓練における訓練想定に盛り込むことで計画の分析、職員の災害対応能力の向上を図る必要があります。

○ I C T 部門の業務継続計画（I C T - B C P）の策定

- ・電力供給の遮断に備え、主要システムは本庁舎の非常用自家発電設備電源を利用し、無停電電源設備（C V C F）を設置しています。また、主要システムのデータ等は耐震性に優れたデータセンターにて運用しています。今後、I C T 部門における業務継続計画を策定し、復旧手順の明確化、指揮命令系統の確立及び初動対応、バックアップ体制やリスクの軽減に取り組む必要があります。

○電力供給停止時の復旧対応<再掲>

- ・本市庁舎、消防庁舎（名張市消防本部・名張消防署）、名張市立病院には、非常用発電機があり、電力供給停止後、それぞれ19時間、72時間、48時間の業務継続が可能です。エネルギー供給が長期途絶となる場合等に対応するため、三重県石油商業組合名張支部との災害協定に基づき、早期のエネルギーの供給を確保することで災害対応業務の主要機関の機能を維持する必要があります。

○消防受援体制の充実強化<再掲>

- ・震災で壊滅的な被害が発生した場合、本市の消防力だけでは対応できないことが想定されることから、迅速に緊急消防援助隊等の応援部隊を要請するための「名張市消防受援計画」を策定しています。緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施し、受援体制の強化に取り組む必要があります。

④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

④-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

1) 行政施策

○発災時の情報通信の確保

- ・防災行政無線の庁内及び各地域、各施設へ配備、災害時要援護者への告知放送受信機の無償貸与、避難所における特設公衆電話の配備をし、停電時の情報通信機能の整備を実施しています。名張市総合防災訓練等、訓練での通信訓練の実施や機器の整備・更新の適時実施を行い、情報通信機能の確保を図る必要があります。

○電力供給停止時の復旧対応<再掲>

- ・本市庁舎、消防庁舎（名張市消防本部・名張消防署）、名張市立病院には、非常用発電機があり、電力供給停止後、それぞれ19時間、72時間、48時間の業務継続が可能です。エネルギー供給が長期途絶となる場合等に対応するため、三重県石油商業組合名張支部と

の災害協定に基づき、早期のエネルギーの供給を確保することで災害対応業務の主要機関の機能を維持する必要があります。

○エネルギーの有効活用

- ・防災拠点の電力確保のため、太陽光発電設備及び蓄電池を設置していますが、当該システムが正常に稼働するよう管理する必要があります。

○ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定<再掲>

- ・電力供給の遮断に備え、主要システムは本庁舎の非常用自家発電設備電源を利用し、無停電電源設備（C V C F）を設置しています。また、主要システムのデータ等は耐震性に優れたデータセンターにて運用しています。

今後、ICT部門における業務継続計画を策定し、復旧手順の明確化、指揮命令系統の確立及び初動対応、バックアップ体制やリスクの軽減に取り組む必要があります。

○災害応援協定の拡大<再掲>

- ・事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施するべく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。関係機関との連携強化に加えて、締結相手方の被災、流通経路が途絶する場合等も想定し、重層的な協定締結と備蓄品目の不足がないよう災害応援協定の拡大の必要があります。

○消防施設の充実強化<再掲>

- ・電力供給が停止しても非常用発電機で通信指令装置を継続して運用できる体制を確保している。また、消防機関の情報通信手段として、消防無線、防災行政無線及びトランシーバー等を確保しています。通信指令装置や消防無線の適切な維持管理と計画的な更新を行うとともに、複数の情報通信手段を確保し、一部が麻痺した場合においても、消防機関の情報収集・伝達体制が確保できるよう情報通信資機材等の更なる充実に取り組む必要があります。

④-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態

1) 行政施策

○緊急時における情報収集と伝達<再掲>

- ・名張市総合防災訓練等、訓練での防災行政無線の通信訓練の実施、全国瞬時警報システム（Jアラート）の運用確認と保守点検、災害時要援護者への告知放送受信機の無償貸与を実施していますが、各種機器の整備・更新の適時実施、機器操作のマニュアル作成による操作の平易化と技能の向上を図る必要があります。
- ・防災ほっとメールをはじめ、防災ラジオ、市公式ホームページ、市公式Facebook、市公式Twitter、ケーブルテレビ（a d s . n e w s ）、FM放送（a d s . F M）等を通じて情報発信を行っていますが、情報入手方法が分からずの市民への周知や、災害時に情報サービスが機能停止する等、市民への情報発信手段の一部が使用できなくなった場合の対応を検討する必要があります。

○消防団の充実強化<再掲>

- ・災害発生時に避難が必要な場合、消防団が避難広報、避難誘導を行う体制としており、被

災情報の収集・伝達、地域住民の安否確認及び避難誘導等、消防団及び消防団活動協力員並びに地域自主防災組織の連携強化に取り組んでいます。消防団員不足の解消と消防団活動協力員の確保を図るとともに、消防団と地域自主防災組織との更なる連携強化に取り組む必要があります。

○消防施設、資機材の充実強化<再掲>

- ・消防団にトランシーバー等の情報伝達機器を配備し、被災情報の収集・伝達や避難広報等を行っています。災害発生時の団員間での情報共有と避難広報を円滑に行うため消防車両、資機材等の充実に取り組む必要があります。

3) 保健医療・福祉

○多様な情報発信手段の整備

- ・災害発生時に必要な情報を広く市民に届けられるよう、多様な情報伝達手段を用いた情報発信手段を整備する必要があります。

⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

⑤-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の低下

1) 行政施策

○災害応援協定の拡大<再掲>

- ・事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施するべく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。関係機関との連携強化に加えて、締結相手方の被災、流通経路が途絶する場合等も想定し、重層的な協定締結と備蓄品目の不足がないよう災害応援協定の拡大の必要があります。

4) 産業

○企業における事業継続計画（B C P）策定の促進

- ・事業者等への支援として、商工会議所が「経営発達支援計画」を策定し、運用していますが、災害発生時の事業者の事業活動を継続できる災害対応力を高めるため「事業継続力強化支援計画」への改定を行っています。計画の策定に向け市が関与し、災害発生時の迅速な支援体制を整備する必要があります。

⑤-2 基幹的交通ネットワークの機能停止

1) 行政施策

○災害応援協定の拡大<再掲>

- ・事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施するべく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。関係機関との連携強化に加えて、締結相手方の被災、流通経路が途絶する場合等も想定し、重層的な協定締結と備蓄品目の不足がないよう災害応援協定の拡大の必要があります。

2) 住環境

○道路の防災・減災対策

- ・安全性・信頼性の高い道路ネットワークを実現するため、平時における防災・減災対策や災害発生時における応急復旧等により迅速かつ適切に対応しています。道路ネットワークの安全性・信頼性の確保のため、過去に災害履歴がある箇所等で適時に防災・減災対策を

実施する必要があります。

5) 国土保全

○道路ネットワークの構築<再掲>

- ・災害時の物資の輸送、緊急車両の通行における安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため市内の道路整備を進めています。安全性の確保のため継続した道路の維持管理を実施する必要があります。

⑤－3 食料等の安定供給の停滞

1) 行政施策

○災害備蓄の住民への普及・啓発と拡充<再掲>

- ・名張市総合防災訓練等、訓練でのアルファ化米等、非常食料の炊き出し訓練を実施しています。大規模災害発生時のライフラインの途絶に対応するため、継続した訓練を行い住民への周知及び備蓄食料や飲料水の災害備蓄の啓発を行う必要があります。

○受援計画の策定<再掲>

- ・震災等で壊滅的な被害が発生した場合、迅速に救援物資及び人的支援等を円滑に受け入れるため受援計画の策定に取り組んでいます。今後、計画の早期の策定及び災害対応を円滑に実施するため計画の周知徹底を行い、受援体制の整備を進める必要があります。

○災害応援協定の拡大<再掲>

- ・事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施するべく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。関係機関との連携強化に加えて、締結相手方の被災、流通経路が途絶する場合等も想定し、重層的な協定締結と備蓄品目の不足がないよう災害応援協定の拡大の必要があります。

⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

⑥－1 上水道等の長期間にわたる供給停止

1) 行政施策

○ライフライン途絶の対応

- ・名張市総合防災訓練等、訓練での地域の配水池で市と地域の合同で応急給水訓練を実施しています。大規模災害発生時のライフラインの途絶に対応するため、継続した訓練を行い住民への周知及び飲料水等の災害備蓄の啓発を行う必要があります。

○災害時協力井戸の登録拡充<再掲>

- ・災害発生時の生活用水の確保のため災害時協力井戸に市内36か所が登録されており、設置箇所の増加と市民への制度の周知を図る必要があります。

2) 住環境

○災害状況による応急給水計画及び応急復旧計画の策定

- ・水道事業基本計画に基づき、災害発生後も水道水の供給が継続できるよう基幹管路及び取水・浄水・配水施設の耐震化を進めています。水道水の継続供給のため、管路及び取水・浄水・配水施設の耐震化、主要施設の自家発電設備の設置、加えて、災害時に備えた応急

給水体制を確立するため、応急給水時における給水車に代わる給水運搬方法の確保の必要があります。

⑥－2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

1) 行政施策

○災害応援協定の拡大<再掲>

- ・事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施するべく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。関係機関との連携強化に加えて、締結相手方の被災、流通経路が途絶する場合等も想定し、重層的な協定締結と備蓄品目の不足がないよう災害応援協定の拡大の必要があります。

2) 住環境

○下水道施設の長寿命化、機能強化対策の計画的な推進と下水道事業業務継続計画の完成

- ・災害時における下水道施設の機能を確保するため、名張市下水道マスタープラン、下水道ストックマネジメント計画、及び農業集落排水施設機能強化対策事業計画に基づき、施設の長寿命化、機能強化等の対策事業を計画的に進めていますが、災害時における下水道施設の機能確保については、下水道事業業務継続計画（簡易版）を作成するにとどまっています。今後、優先実務業務と訓練・維持改善を補足し、災害時における対応が円滑に行われるよう下水道事業業務継続計画の整備、下水道施設の長寿命化、機能強化対策の推進を行う必要があります。

○自家用発電機及び非常用発電機の整備と燃料備蓄の継続

- ・下水道施設の運転を継続するため、自家用発電機の整備や非常用発電機の整備を実施し、燃料も相当分備蓄することで電力の供給停止に備えています。継続して自家用発電機及び非常用発電機の整備と燃料の備蓄をする必要があります。

⑥－3 地域交通ネットワークが分断する事態

1) 行政施策

○災害応援協定の拡大<再掲>

- ・事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施するべく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。関係機関との連携強化に加えて、締結相手方の被災、流通経路が途絶する場合等も想定し、重層的な協定締結と備蓄品目の不足がないよう災害応援協定の拡大の必要があります。

2) 住環境

○狭い道路整備等の促進

- ・建築基準法第42条第2項に規定される道路（2項道路）等の狭い道路を解消し、災害緊急時の避難、安全な住宅市街地の形成を図るために、狭い道路の調査・測量及び指定道路台帳の整備を進めており、引き続き台帳の整備はもとより今後、用地買収や舗装等の拡幅事業であるハード整備を行う必要があります。

○道路の防災・減災対策<再掲>

- ・安全性・信頼性の高い道路ネットワークを実現するため、平時における防災・減災対策や災害発生時における応急復旧等により迅速かつ適切に対応しています。道路ネットワークの安全性・信頼性の確保のため、過去に災害履歴がある箇所等で適時に防災・減災対策を

実施する必要があります。

⑤国土保全

○道路ネットワークの構築<再掲>

- ・災害時の物資の輸送、緊急車両の通行における安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため市内の道路整備を進めています。安全性の確保のため継続した道路の維持管理を実施する必要があります。

⑦制御不能な二次災害を発生させない

⑦-1 市街地での大規模火災の発生

1) 行政施策

○防災体制の整備<再掲>

- ・毎年、市、地域、関係機関と連携し、防災諸活動の習熟度を高めるため、総合防災訓練を実施していますが、より防災諸活動の習熟度が高められるよう、訓練を継続して実施する必要があります。

○消防施設、資機材の充実強化<再掲>

- ・消防車両等の更新整備及び耐震性貯水槽の新規整備を行っています。震災時における消防水利を確保するため、耐震性貯水槽の整備を更に進めるとともに、自然水利を活用するための環境整備に取り組む必要があります。また、大規模火災に対応するため、人員、車両、資機材等の確保を図る必要があります。

○消防団の充実強化<再掲>

- ・訓練、研修等で消防職員及び消防団員の災害対応能力の向上を図っています。消防団員不足の解消と消防団活動協力員の確保を図るとともに、消防署と消防団が連携して出動体制の調整、消防団と地域自主防災組織との更なる連携強化に取り組む必要があります。

○消防受援体制の充実強化<再掲>

- ・震災等で壊滅的な被害が発生した場合、本市の消防力、消防水利だけでは対応できないことが想定されることから、迅速に緊急消防援助隊等の応援部隊を要請するための「名張市消防受援計画」を策定しています。また、消防用水を確保するため、伊賀コンクリート共同組合を「災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定」を締結しています。緊急消防援助隊等の応援部隊や伊賀コンクリート共同組合からの応援を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施し、受援体制の強化に取り組む必要があります。

⑦-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

1) 行政施策

○防災体制の整備<再掲>

- ・毎年、市、地域、関係機関と連携し、防災諸活動の習熟度を高めるため、総合防災訓練を実施していますが、より防災諸活動の習熟度が高められるよう、訓練を継続して実施する必要があります。

2) 住環境

○緊急輸送道路や沿道建築物耐震事業及び空家対策事業

- ・耐震診断義務化対象路線に指定された、第1次緊急輸送道路沿道建築物等が、災害時に倒

壊等により道路通行の妨げにならないよう、建築物等の安全性を確保するため、耐震診断等に対する国・県・市の補助を活用した啓発等を行い、対策を実施しています。

さらに、沿道の適正に管理されていない空家等については、所有者に対して倒壊等の危険が生じる前に指導等を行っています。

対象建物の所有者に対し、本事業の必要性を理解してもらうことが重要ですが、費用面で実施が困難なことがあります。粘り強く協議していく必要があります。

義務化対象外となるブロック塀について、建築基準法に基づく指導等により安全確保を行う必要があります。また、沿道の空家等については、今後も引き続き状態を注視し、所有者に対し適正管理を行うよう必要な段階での指導、勧告等を行います。

⑦-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

1) 行政施策

○ため池決壊の防止対策

- ハザードマップによる大規模自然災害によるため池の決壊が起きた場合の被害予測の周知をしていますが、適時の点検、修繕等の管理を管理者への助言、指導を行う必要があります。

○消防団の充実強化<再掲>

- ため池の損壊時等に地域住民の迅速な避難を可能とするため、地域防災の要である消防団が消防団活動協力員や地域自主防災組織とともに、救助、安否確認、避難誘導等の訓練を行い災害対応能力の向上を図っています。消防団員及び消防団活動を支援する消防団活動協力員の確保を図るとともに、消防団と地域自主防災組織との更なる連携強化に取り組む必要があります。

4) 産業

○農村地域の防災・減災対策

- 農業用水利施設の被災により、農用地のほか人家、公共施設等にも被害を与える恐れがあるため、農村地域防災減災事業を実施しています。継続した防災減災対策を実施するため、農業用水利施設の整備を実施することで農村地域の防災力の向上を図る必要があります。

⑦-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

4) 産業

○地域資源の保全管理及び担い手育成

- 農業従事者の高齢化等により、耕作放棄地が増加することで大雨・台風等による土砂災害、洪水被害へつながるリスクを減少させるため、多面的機能支払交付金制度創設に伴い、地域自然の保全管理を行っています。農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための支援及び担い手の育成を行う必要があります。

○農業水路等長寿命化・防災減災対策

- 災害発生時における農業水路、ため池等、農業用施設の機能低下により、被害が発生する恐れが生じることから、長寿命化・防災減災整備計画を策定し事業を実施しています。今後も継続した事業の実施をし、施設の機能の維持・回復とともに、水管理労力の軽減や維持管理費の低減に資する取組を行う必要があります。

○中山間地域における農用地の保全管理及び担い手育成

・市内の中山間地域の過疎化、高齢化の進行に伴い、地域の共同活動によって支えられています。里山や農地の持つ多面的機能の発揮に支障が生じている中で、自然災害のリスク軽減のため、中山間地域における共同活動に係る支援を行うことにより、農地、農業用施設等の地域資源の適切な保全管理が適切に実施されています。

農業従事者の高齢化等により、耕作放棄地が増加することで大雨・台風等による土砂災害、洪水被害へつながるリスクがあるため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための支援及び担い手の育成を行う必要があります。

○適切な森林施業の実施

・間伐等の森林施業に係る支援を実施することにより、適時適切な森林施業が行われ、山地災害の防止、水源のかん養及び生物多様性の保全といった森林の持つ公益的機能に寄与しています。

適切な施業が実施されない森林が増加することで、樹木の生育が阻害され、大雨・台風等による倒木や土砂災害等へつながるリスクが高まるため、森林の持つ多面的機能の維持・発揮を図るための支援及び担い手の育成を行う必要があります。

○鳥獣被害防止対策の推進

・鳥獣被害対策に係る支援を実施することにより、農林業に関する被害の減少や住宅団地への出没や交通事故等の生活環境に関する被害の減少、農地や森林の持つ多面的機能の確保に寄与していますが、防護柵の設置に係る維持管理コスト、有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の減少が課題となっています。今後、防護柵の設置等、ハード面での支援及び担い手となる狩猟者の増加と捕獲のためのスキルアップを図る必要があります。

⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

⑧-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1) 行政施策

○災害応援協定の拡大<再掲>

・事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施するべく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。関係機関との連携強化に加えて、締結相手方の被災、通経路が途絶する場合等も想定し、重層的な協定締結と備蓄品目の不足がないよう災害応援協定の拡大の必要があります。

○災害廃棄物処理計画に基づく対応

・災害廃棄物は、名張市災害廃棄物処理計画に基づき適正かつ迅速に処理を行う必要があり、処理施設が被災した場合に早期の機能復旧を図るため、平時からの施設管理を十分に行う必要があります。

⑧-2 道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1) 行政施策

○災害応援協定の拡大<再掲>

- 事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施するべく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。関係機関との連携強化に加えて、締結相手方の被災、流通経路が途絶する場合等も想定し、重層的な協定締結と備蓄品目の不足がないよう災害応援協定の拡大の必要があります。

○受援計画の策定<再掲>

- 震災等で壊滅的な被害が発生した場合、迅速に救援物資及び人的支援等を円滑に受け入れるため受援計画の策定に取り組んでいます。今後、計画の早期の策定及び災害対応を円滑に実施するため計画の周知徹底を行い、受援体制の整備を進める必要があります。

5) 國土保全

○効果的な地籍調査の実施

- 災害発生後の地域社会・経済の再建のために不可欠な土地境界情報を保全するため、特に被災リスクの高い人口集中地区・浸水想定地域で優先的に國土調査法に基づく地籍調査事業を実施していますが、優先的に実施すべき地域の面積に対する事業完了率が低いため、リスク発生時に効果を発揮するためにより迅速かつ効率的に地籍整備を進める必要があります。

⑧－3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1) 行政施策

○社会秩序の維持

- 大規模災害発生後、市内における治安の悪化、犯罪事案の発生が懸念されるため出前トーク等を活用し、周知・啓発に努めています。市民への自助・共助の意識向上を図るため継続した取組を行う必要があります。

○地域コミュニティの維持・継続のための支援

- 市内15の地域づくりに、名張市ゆめづくり協働塾等の研修会を実施し、災害時の基礎的コミュニティや地域づくり組織の役割を学んでいただいている。また、名張市ゆめづくり協働事業において、地域が必要とする災害備品等の充実を行う等、必要な支援を行っています。平時から、地域活動に参画する人材育成を行う研修の充実を図るとともに、関係機関との連携・協力体制を整備する必要があります。

○防災ボランティアの活動環境の整備

- 災害時の復旧・復興等を担う人材の絶対的不足に対応するため、関係機関と名張市災害ボランティアの設置、運営及び支援に関する協定を締結しています。災害時におけるボランティア活動を支援するため、関係機関との協力体制を構築し、防災ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境を整備する必要があります。

○避難所での生活が困難な避難行動要支援者対策

- 高齢者施設、児童養護施設、障害者支援施設等14施設を福祉避難所として位置付け、避難行動要支援者の避難時の支援体制を整備しています。高齢者、子ども及び障害者等の避難行動要支援者に対応した避難所の在り方等について引き続き検討を進め、支援体制を整備する必要があります。

○被災者の巡回健康相談等の実施

- ・災害発生時の避難所等における被災者の心身の健康管理、栄養指導、歯科保健指導、こころのケア等について、適切な支援のための体制整備が必要です。

●横断的分野

1) リスクコミュニケーション

○ハザードマップの更新

- ・ハザードマップ等は国による危険箇所等の基準の変更に準じて随時更新を行い、該当地域に対して変更内容の周知、改訂版の配布を行っていますが、危険区域に指定される地域へ継続した周知・啓発を行う必要があります。

○多言語による情報発信

- ・市内15の地域づくり組織や市民センター、情報交流センターへ電話連絡等で情報伝達を行っていますが、災害時における外国人の安全の確保が課題であり、外国人居住者に対する情報伝達について、市ホームページでは自動翻訳システムによる4言語での機械翻訳に対応していますが、防災ほっとメールやケーブルテレビ、FM放送等では多言語対応ができていないため、多言語による防災知識の普及啓発や、避難場所等の情報提供のほか、関係団体と連携し、通訳・翻訳ボランティア確保等の対策を講じる必要があります。

2) 老朽化対策

○市所管施設の老朽化対策

- ・市所管の各施設において築年数の長期化に伴い、老朽化による修繕・更新等が必要な箇所が発生しています。現状、部分修繕にて対応をしていますが、大規模災害による被災、経年劣化等、大規模な修繕、建替え等が必要となる恐れがあります。各施設における使用用途の維持に加えて、多くが指定避難所としての役割を兼ねているため、避難所看板の作成、更新等、適切な維持管理を行う個別の維持管理計画を策定する必要があります。

○社会资本（インフラ）の老朽化対策

- ・社会资本の老朽化が急速に進んでおり、老朽化を原因とする重大事故も発生しています。社会资本の事故は人命に関わるため、国からの交付金事業を活用し対策を講じています。高度経済成長期に整備された社会资本が、今後、一斉に老朽化していくことが見込まれ、メンテナンスコストの増大等が課題となることから、適切な維持管理を行う必要があります。

3) 人口減少対策

○人口減少対策

- ・地域共生社会の構築を進めるとともに、移住定住の促進・産業の活性化による地域の元気創造、子育て支援・教育の充実等による若者定住促進、健康づくり・生きがいづくり等による生涯現役の取組により、人口減少対策を進める必要があります。

第3章 施策の重点化

限られた予算や人員の中で、効率的・効果的に国土強靭化を進めるためには、どの施策を重点的に行っていくのかを考える必要があります。

本計画では、影響の大きさや緊急性という観点から、下表のとおり「重点化すべき起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を選定し、それを回避するための各施策について重点化を図ることとしました。これらについては、特に進捗状況や施策の具体化の状況等を踏まえながら施策の推進に努めます。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
①	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	①-1 建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生 ①-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 ①-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 ①-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態 ①-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
②	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。（それがなされない場合の必要な対応を含む。）	②-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 ②-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
③	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	③-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
④	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	④-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態
⑧	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	⑧-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※33頁以降の第4章国土強靭化の推進方針において、上記に記載した重点化した最悪の事態の後に**重点**と記載しています。

第4章 国土強靭化の推進方針

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、現在、実施している施策（総合計画の事業において取り組んでいる事務事業等）を特定し、その施策の現状を整理し、進捗状況を把握するとともに、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策及びその達成度や進捗を表す指標を抽出しました。その際、各施策の進捗状況を示す既存の指標を用いるほか、適当な指標がない場合は、新たに指標を設定することとしました。

なお、これらの指標については、精度、内容等の向上を図るべく、総合戦略等とも連携しながら継続的に見直しを行うものとします。

第1節 「起きてはならない最悪の事態」別の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえた、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」別の推進方針は、次のとおりとします。

●個別施策分野

①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

①-1 建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生 **重点**

1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・市や地域、関係機関の連携に基づく応急対策の推進等を図るため、大規模災害を想定した訓練を定期的に実施します。

○防災計画等の整備・更新

- ・市及び地域の自主防災組織等が実施する防災諸活動を円滑に進めるため、防災計画等の整備・更新を継続して行います。

○消防施設、資機材の充実強化

- ・消防車両及び耐震性貯水槽等を継続して整備します。

○消防団の充実強化

- ・消防団員及び消防団活動協力員を各地域に確保します。

○消防受援体制の充実強化

- ・緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施します。

○災害時の遺体の埋火葬体制

- ・多数の遺体を応急的に埋火葬ができるよう、近隣市町や県に要請する体制を整備します。

2) 住環境

○木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震補強の促進

- ・旧耐震住宅の所有者に対し、補助制度を活用した無料耐震診断や補強設計・補強工事にかかる費用に対する支援、耐震化の促進を継続して行います。

【重要業績指標】

○名張市総合防災訓練の実施 実施済（令和元年度）→継続（令和6年度）

○受援計画・避難行動要支援者個別計画

未策定（令和元年度）→策定済（令和6年度）

○耐震性貯水槽の設置数 182基（令和元年度）→189基（令和6年度）

○消防団員の人数 448人（令和元年度）→500人（令和6年度）

○消防団活動協力員の人数 153人（令和元年度）→250人（令和6年度）

○昭和56年以前建築の木造住宅耐震診断受診率

18.62%（平成29年度）→23.00%（令和4年度）

①-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 **重点**

1) 行政施策

○防災体制の整備<再掲>

- ・市や地域、関係機関の連携に基づく応急対策の推進等を図るため、大規模災害を想定した訓練を定期的に実施します。

○防災計画等の整備・更新<再掲>

- ・市及び地域の自主防災組織等が実施する防災諸活動を円滑に進めるため、防災計画等を整備・更新を継続して行います。

○消防施設、資機材の充実強化<再掲>

- ・消防車両及び耐震性貯水槽等を継続して整備するとともに、自然水利を活用するための環境整備を推進します。

○消防団の充実強化<再掲>

- ・消防団員及び消防団活動協力員を各地域に確保します。

○消防受援体制の充実強化<再掲>

- ・緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施します。

【重要業績指標】

○名張市総合防災訓練の実施 実施済（令和元年度）→継続（令和6年度）

○受援計画・避難行動要支援者個別計画 未策定（令和元年度）→策定済（令和6年度）

○耐震性貯水槽の設置数 182基（令和元年度）→189基（令和6年度）

○消防団員の人数 448人（令和元年度）→500人（令和6年度）

○消防団活動協力員の人数 153人（令和元年度）→250人（令和6年度）

①-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 **重点**

1) 行政施策

○気象情報等の情報共有

- ・関係機関との連携を密にして気象情報等を早期に入手し、庁内での情報共有を行い、夜間・休日であっても情報共有できる体制を構築します。

○学校施設における安全・防災教育に係る施策

- ・児童・生徒が自然災害等による浸水被害から身を守るために安全・防災知識を習得させます。

○消防施設、資機材の充実強化<再掲>

- ・救命ボート、ウェットスーツ、ライフジャケット、胴付長靴等、浸水時に必要な資機材の更なる整備を行います。

○消防団の充実強化<再掲>

- ・消防団員及び消防団活動協力員を各地域に確保します。

○有害物質の拡散・流出対策

- ・危険物や有害物質を保有する施設の届出の周知徹底等、指導体制の強化と設置者へ災害発生時の二次災害の未然防止の啓発を行います。

3) 保健医療・福祉

○保育施設における安全・防災教育に係る施策

- ・幼児が自然災害等による浸水被害から身を守るために安全・防災知識を習得させます。

○感染症の発生・まん延防止

- ・河川増水で浸水被害があった場所等へ感染症予防のため消毒薬の散布を継続して行います。

【重要業績指標】

○消防団員の人数 448人（令和元年度）→500人（令和6年度）

○消防団活動協力員の人数 153人（令和元年度）→250人（令和6年度）

○避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練

　学校施設 1施設（令和元年度）→ 継続

　保育施設 2施設（令和元年度）→ 5施設（令和5年度）

①-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態 **重点**

1) 行政施策

○受援計画の策定

- ・受援計画を策定することで、救援物資の搬出入、人的資源等の受け入れを円滑に行えるよう整備します。

○学校施設における安全・防災教育に係る施策<再掲>

- ・児童・生徒が自然災害等による土砂災害から身を守るために安全・防災知識を習得させ

ます。

○消防施設、資機材の充実強化<再掲>

- ・被災情報の収集・伝達や避難広報等を行うための消防車両や資機材等を計画的に整備するとともに、スコップ、バール、胴付長靴等、土砂災害時に必要な資機材の更なる整備を行います。

○消防団の充実強化<再掲>

- ・消防団員及び消防団活動協力員を各地域に確保します。

○消防受援体制の充実強化<再掲>

- ・緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施します。

3) 保健医療・福祉

○保育施設における安全・防災教育に係る施策<再掲>

- ・幼児が自然災害等による土砂災害から身を守るための安全・防災知識を習得させます。

○放課後児童クラブ運営施設における安全・防災教育に係る施策

- ・児童が自然災害等による土砂災害から身を守るための安全・防災知識を習得させます。

5) 国土保全

○宅地耐震化の推進（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業）

- ・大地震時等における大規模盛土造成地の活動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、造成宅地の滑動崩落防止対策を推進する。

【重要業績指標】

○受援計画の策定	未策定（令和元年度）	→ 策定済（令和6年度）
○消防団員の人数	448人（令和元年度）	→ 500人（令和6年度）
○消防団活動協力員の人数	153人（令和元年度）	→ 250人（令和6年度）
○避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練		
学校施設	4施設（令和元年度）	→ 繼続
保育所等	3施設（令和元年度）	→ 7施設（令和5年度）
放課後児童クラブ	全3施設（令和元年度）	→ 繼続

①-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 **重点**

1) 行政施策

○緊急時における情報収集と伝達

- ・通信訓練の実施、告知放送受信機の整備を行います。
- ・防災ほっとメールの登録推進等、市広報紙等を通じて災害時における情報収集手段について市民に周知します。

○避難行動要支援者支援の充実

- ・避難行動要支援者への地域支援体制を推進します。

○消防団の充実強化<再掲>

- ・消防団員及び消防団活動協力員を各地域に確保します。

○消防施設、資機材の充実強化<再掲>

- ・被災情報の収集・伝達や避難広報等を行うための消防車両や資機材等を計画的に整備します。

【重要業績指標】

○名張市総合防災訓練の実施	実施済（令和元年度）→継続（令和6年度）
○告知放送受信機配布台数	7, 343台（令和元年度）→9, 343台（令和6年度）
○避難行動要支援者名簿登録者数	7, 920人（令和元年度）→10, 000人（令和6年度）
○消防団員の人数	448人（令和元年度）→500人（令和6年度）
○消防団活動協力員の人数	153人（令和元年度）→250人（令和6年度）

②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

（それがなされない場合の必要な対応を含む）

②-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 **重点**

1) 行政施策

○災害備蓄の住民への普及・啓発と拡充

- ・非常食料の炊き出し訓練、応急給水訓練、平時からの災害備蓄の啓発を継続しつつ、非常用備蓄食料等の拡充及び更新を図ります。

○災害時協力井戸の登録拡充

- ・災害時協力井戸の登録拡充と周知を図ります。

○受援計画の策定<再掲>

- ・受援計画を策定することで、救援物資の搬出入、人的資源等の受入れを円滑に行えるよう整備します。

○災害応援協定の拡大

- ・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。

○物資拠点施設の整備

- ・物資拠点施設を整備します。

3) 保健医療・福祉

○保育施設における災害備蓄の整備

- ・市内保育施設での災害備蓄の整備を促進します。

5) 国土保全

○道路ネットワークの構築

- ・緊急輸送路や主要な道路、迂回路となる道路の整備や維持等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進します。
(事業の詳細は別表参照)

【重要業績指標】

○地震等の災害への備えをしている割合

39.2%（平成29年度）→45.0%（令和4年度）

○非常用食料等の備蓄数

10, 250食（令和元年度）→15, 000食（令和6年度）

○受援計画の策定 未策定（令和元年度）→策定済（令和6年度）

○災害時応援協定締結数 63件（令和元年度）→68件（令和6年度）

○物資拠点施設整備 未整備（令和元年度）→整備済（令和6年度）

○備蓄量及び備蓄充足率が100%の保育施設

13施設（令和元年度）→29施設（令和5年度）

②-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 **重点**

1) 行政施策

○災害備蓄の住民への普及・啓発と拡充<再掲>

- ・非常食料の炊き出し訓練、応急給水訓練、平時からの災害備蓄の啓発を継続して行います。

○災害応援協定の拡大<再掲>

- ・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。

○災害用資機材の拡充

- ・災害用資機材が充足できるよう確保に努めます。

5) 国土保全

○道路ネットワークの構築

- ・緊急輸送路や主要な道路、迂回路となる道路の整備や維持等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進します。

【重要業績指標】

○名張市総合防災訓練の実施 実施済（令和元年度）→継続（令和6年度）

○地震等の災害への備えをしている割合

39.2%（平成29年度）→45.0%（令和4年度）

○災害時応援協定締結数 63件（令和元年度）→68件（令和6年度）

○災害用資機材の拡充 配備済（令和元年度）→継続（令和6年度）

②-3 救助・救急活動等の絶対的不足

1) 行政施策

○防災体制の整備<再掲>

- ・市や地域、関係機関の連携に基づく応急対策の推進等を図るため、大規模災害を想定した訓練を定期的に実施します。

○消防施設、資機材の充実強化<再掲>

- ・消防車両、救急自動車及び救助資機材等を継続して整備します。

○消防団の充実強化<再掲>

- ・消防団員及び消防団活動協力員を各地域に確保するとともに、消防署と消防団との連携訓練を継続して実施します。

○消防受援体制の充実強化<再掲>

- ・緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施します。

3) 保健医療・福祉

○災害時医療体制の整備

- ・災害時の初期医療救護活動を円滑かつ迅速に実施するために、県や医師会等関係機関との協力体制の整備を進めます。

○災害派遣医療チーム（D M A T）の受入体制の整備

- ・大規模災害時には患者のほか、医療従事者や市外から派遣されたD M A T隊員等の宿泊、休憩スペースの確保のため、医師・看護師宿舎の改修・整備を行います。

○大規模災害時における医療現場の早期復旧体制の整備

- ・大規模災害時に発生が想定される罹災物品を撤去し、速やかな医療環境の復旧に向けた体制整備の一つとして物品運搬車両を確保します。

【重要業績指標】

○名張市総合防災訓練の実施 実施済（令和元年度）→継続（令和6年度）

○消防団員の人数 448人（令和元年度）→500人（令和6年度）

○消防団活動協力員の人数 153人（令和元年度）→250人（令和6年度）

②-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

1) 行政施策

○災害応援協定の拡大<再掲>

- ・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。

○電力供給停止時の復旧対応

- ・電力供給停止時の早期のエネルギーの供給の確保と機能の維持を図ります。

3) 保健医療・福祉

○大規模自然災害時における医療確保に必要なエネルギー確保体制の充実

- ・更新時期を迎えた自家発電装置の機能・性能の向上を図ります。

【重要業績指標】

○災害時応援協定締結数 63件（令和元年度）→68件（令和6年度）

②-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

3) 保健医療・福祉

○医療関係機関相互の連携強化・災害時医療体制、保健医療活動チーム等の受入体制の整備

- ・医療関係機関等の連携を強化し、救急救護体制の整備（医療従事者、医療機材、医薬品の確保等）、災害時医療体制の整備（医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携、救護所の設置等）、緊急医療班や医療ボランティア等の受援体制を整備します。

②－6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

1) 行政施策

○避難所における感染症対策<再掲>

- ・避難所での感染症対策等のための講習会を適時実施します。また、必要な感染防護具（手袋、マスク、感染防止衣等）や薬資材（手指消毒アルコール等）の備蓄を進めます。

○消防施設、資機材の充実強化<再掲>

- ・感染防止衣、手袋、マスク等の衛生資器材に不足が生じないよう十分な在庫を確保します。

3) 保健医療・福祉

○感染症予防への対策

- ・災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、予防接種の接種率向上や感染症についての正しい予防知識の周知、感染症の感染拡大を防止する体制等の整備を図ります。

【重要業績指標】

- 感染症対策訓練実施地区 実施済（令和元年度）→拡大（令和6年度）

③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

③－1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 **重点**

1) 行政施策

○業務継続計画の策定

- ・業務継続計画を作成し、発災時に円滑な業務運営を進めます。

○ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定

- ・継続して府内の主要システムが稼働できるよう、ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定し、府内の主要システムが災害時にも稼働できる体制の整備、主要システムの電源の確保や情報システムのバックアップ体制、情報通信回線の複線化など対災害体制の更なる強化を進めます。

○電力供給停止時の復旧対応<再掲>

- ・電力供給停止時の早期のエネルギーの供給の確保と機能の維持を図ります。

○消防受援体制の充実強化<再掲>

- ・緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施します。

【重要業績指標】

- 名張市総合防災訓練の実施 実施済（令和元年度）→継続（令和6年度）

- 業務継続計画の作成 未策定（令和元年度）→策定済（令和6年度）

- ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定

- 未策定（令和元年度）→策定済（令和2年度）

④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

④-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

1) 行政施策

○発災時の情報通信の確保

- ・防災行政無線、特設公衆電話、告知放送受信機の通信訓練を実施します。

○電力供給停止時の復旧対応<再掲>

- ・電力供給停止時の早期のエネルギーの供給の確保と機能の維持を図ります。

○エネルギーの有効活用

- ・防災拠点の電力確保のため、太陽光発電設備及び蓄電池の適切な管理に努めます。

○ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定<再掲>

- ・継続して府内の主要システムが稼働できるよう、ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定し、府内の主要システムが災害時にも稼働できる体制の整備、主要システムの電源の確保や情報システムのバックアップ体制、情報通信回線の複線化など対災害体制の更なる強化を進めます。

○災害応援協定の拡大<再掲>

- ・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。

○消防施設の充実強化<再掲>

- ・通信指令装置、消防無線、防災行政無線及びトランシーバー等、あらゆる情報通信手段を活用し、消防機関の情報収集・伝達体制を確保します。

【重要業績指標】

○名張市総合防災訓練の実施	実施済（令和元年度）→継続（令和6年度）
○特設公衆電話回線設置避難所数	42箇所（令和元年度）→50箇所（令和6年度）
○ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定	未策定（令和元年度）→策定済（令和2年度）
○災害時応援協定締結数	63件（令和元年度）→68件（令和6年度）

④-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態 **重点**

1) 行政施策

○緊急時における情報収集と伝達<再掲>

- ・防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、告知放送受信機の通信訓練を実施します。
- ・災害時に本市ホームページへのアクセス集中によるサーバーダウンを回避するためサーバーのネットワーク性能の向上及び防災アプリ等での災害情報の発信について、継続して実施します。

○消防団の充実強化<再掲>

- ・消防団員及び消防団活動協力員を各地域に確保します。

○消防施設、資機材の充実強化<再掲>

- ・被災情報の収集・伝達や避難広報等を行うための消防車両や資機材等を計画的に整備します。

3) 保健医療・福祉

○多様な情報発信手段の整備

- ・障害者への避難生活支援情報等について、避難所等への手話通訳者、要約筆記者等の派遣や、点字、音声などの手段を用いて適切に障害者に届くよう体制を整備します。

○被災者の巡回健康相談等の実施

- ・避難所等において、被災者的心身の健康管理、栄養指導、歯科保健指導、こころのケア等に係る専門的な支援のための体制整備を進めます。また、災害時の保健活動推進のための訓練や研修に取り組みます。

【重要業績指標】

○告知放送受信機配布台数	7, 343台（令和元年度）→9, 343台（令和6年度）
○消防団員の人数	448人（令和元年度）→500人（令和6年度）
○消防団活動協力員の人数	153人（令和元年度）→250人（令和6年度）

⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

⑤-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の低下

1) 行政施策

○災害応援協定の拡大<再掲>

- ・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。

4) 産業

○企業における事業継続計画（BCP）策定の促進

- ・事業継続力強化支援計画の策定を支援します。

【重要業績指標】

○災害時応援協定締結数	63件（令和元年度）→68件（令和6年度）
○事業継続力強化支援計画	未策定（令和元年度）→策定済（令和6年度）

⑤-2 基幹的交通ネットワークの機能停止

1) 行政施策

○災害応援協定の拡大<再掲>

- ・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。

2) 住環境

○道路の防災・減災対策

- ・災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策を推進します。

5) 国土保全

○道路ネットワークの構築<再掲>

- ・緊急輸送路や主要な道路、迂回路となる道路の整備や維持等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進します。

(事業の詳細は別表参照)
【重要業績指標】
○災害時応援協定締結数 63件（令和元年度）→68件（令和6年度）

⑤-3 食料等の安定供給の停滞
1) 行政施策
○災害備蓄の住民への普及・啓発と拡充<再掲>
・非常食料の炊き出し訓練、応急給水訓練、平時からの災害備蓄の啓発を継続しつつ、非常用備蓄食料等の拡充及び更新を図ります。
○受援計画の策定<再掲>
・受援計画を策定することで、救援物資の搬出入、人的資源等の受入れを円滑に行えるよう整備します。
○災害応援協定の拡大<再掲>
・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。
【重要業績指標】
○地震等の災害への備えをしている割合 39.2%（平成29年度）→45.0%（令和4年度）
○非常用食料等の備蓄数 10,250食（令和元年度）→15,000食（令和6年度）
○受援計画の策定 未策定（令和元年度）→策定済（令和6年度）
○災害時応援協定締結数 63件（令和元年度）→68件（令和6年度）

⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

⑥-1 上水道等の長期間にわたる供給停止
1) 行政施策
○ライフライン途絶の対応
・断水にも対応できるよう応急給水訓練等実施しつつ、飲料水の備蓄について、周知啓発を行います。
○災害時協力井戸の登録拡充<再掲>
・災害時協力井戸の登録拡充と周知を図ります。
2) 住環境
○災害状況による応急給水計画及び応急復旧計画の策定
・災害・事故発生時の応急対策業務について、応急体制、応急給水、応急復旧に関する計画の隨時見直し、更新と訓練を実施します。
【重要業績指標】
○名張市総合防災訓練の実施 実施済（令和元年度）→継続（令和6年度）
○災害時協力井戸数 36か所（令和元年度）→41か所（令和6年度）
○基幹管路の耐震適合率 44.9%（平成30年度）→47.5%（令和5年度）
○浄水施設の耐震率 100%（平成30年度）→100%（令和5年度）

⑥－2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

1) 行政施策

○災害応援協定の拡大<再掲>

- ・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。

2) 住環境

○下水道施設の長寿命化、機能強化対策の計画的な推進と下水道事業業務継続計画の完成

- ・公共下水道区域のストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策事業と農業集落排水施設の機能強化対策事業計画に基づく整備の継続、下水道事業業務継続計画を完成させます。

○自家用発電機及び非常用発電機の整備と燃料備蓄の継続

- ・自家用発電機及び非常用発電機の整備と、その燃料の備蓄を継続します。

【重要業績指標】

○災害時応援協定締結数 63件（令和元年度）→68件（令和6年度）

⑥－3 地域交通ネットワークが分断する事態

1) 行政施策

○災害応援協定の拡大<再掲>

- ・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。

2) 住環境

○狭あい道路整備等の促進

- ・狭あい道路を解消し、安全な住宅市街地の形成を図ります。

○道路の防災・減災対策<再掲>

- ・災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策を推進します。

5) 国土保全

○道路ネットワークの構築<再掲>

- ・緊急輸送路や主要な道路、迂回路となる道路の整備や維持等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進します。

（事業の詳細は別表参照）

【重要業績指標】

○災害時応援協定締結数 63件（令和元年度）→68件（令和6年度）

○狭あい道路の拡幅整備進捗率 0.0%（令和元年度）→5.0%（令和6年度）

⑦制御不能な二次災害を発生させない

⑦－1 市街地での大規模火災の発生

1) 行政施策

○防災体制の整備<再掲>

- ・市や地域、関係機関の連携に基づく応急対策の推進等を図るため、大規模災害を想定した訓練を定期的に実施します。

○消防施設、資機材の充実強化<再掲>

- ・消防車両及び耐震性貯水槽等を継続して整備するとともに、自然水利を活用するための環境整備を推進します。

○消防団の充実強化<再掲>

- ・消防団員及び消防団活動協力員を各地域に確保するとともに、消防本部と消防団との連携訓練を継続して実施します。

○消防受援体制の充実強化<再掲>

- ・緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施します。

【重要業績指標】

○名張市総合防災訓練の実施 実施済（令和元年度）→継続（令和6年度）

⑦-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

1) 行政施策

○防災体制の整備<再掲>

- ・市や地域、関係機関の連携に基づく応急対策の推進等を図るため、大規模災害を想定した訓練を定期的に実施します。

2) 住環境

○緊急輸送道路や沿道建築物の耐震及び空家対策

- ・補助制度を活用した耐震診断に掛かる費用支援はもとより、啓発及び建築指導等による耐震化の促進を継続して行います。また、管理不全の空家等に対して名張市空家等対策の推進に関する条例や空家等対策の推進に関する特別措置法による指導、勧告、命令等の措置を行います。

【重要業績指標】

○名張市総合防災訓練の実施 実施済（令和元年度）→継続（令和6年度）

⑦-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

1) 行政施策

○ため池決壊の防止対策

- ・ハザードマップによる周知、ため池の管理者への点検、修繕等に係る管理の助言、指導を継続して行います。

○消防団の充実強化<再掲>

- ・消防団員及び消防団活動協力員を各地域に確保します。

4) 産業

○農村地域の防災・減災対策

- ・市内の農業用施設の防災減災対策を実施します。

【重要業績指標】

○名張市総合防災訓練の実施 実施済（令和元年度）→継続（令和6年度）

○消防団員の人数 448人（令和元年度）→500人（令和6年度）

○消防団活動協力員の人数 153人（令和元年度）→250人（令和6年度）

○農村地域防災減災事業実施地区数	1 地区（令和元年度）→2 地区（令和3年度）
------------------	-------------------------

⑦－4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

4) 産業

○地域資源の保全管理及び担い手育成

- ・農村地域の地域資源の保全管理及び担い手育成を行います。

○農業水路等長寿命化・防災減災対策

- ・農業用施設等の長寿命化・防災減災対策を実施します。

○中山間地域における農用地の保全管理及び担い手育成

- ・中山間地域の農用地及び農業用施設等の維持管理及び担い手の育成を行います。

○適切な森林施業の実施

- ・間伐等の適切な森林施業の実施及び林業の担い手の確保を行います。

○鳥獣被害防止対策の推進

- ・防護柵の設置及び有害鳥獣捕獲を推進するとともに、狩猟者数の増加を図ります。

【重要業績指標】

○農地や農業用水等を保全するための共同活動に取り組んだ活動組織数

24（令和元年度）→25（令和3年度）

○長寿命化・防災減災整備計画数（累計） 4→5

○農地や農業用施設等を保全するための共同活動に取組んだ集落協定数

15協定（令和元年度）→15協定（令和6年度）

○野生鳥獣による農作物の被害金額

11,220千円（平成30年度）→10,099千円（令和4年度）

⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

⑧－1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1) 行政施策

○災害応援協定の拡大<再掲>

- ・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。

○災害廃棄物処理計画に基づく対応

- ・名張市災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ迅速に対応します。

【重要業績指標】

○災害時応援協定締結数 63件（令和元年度）→68件（令和6年度）

(8)-2 道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1) 行政施策

○災害応援協定の拡大<再掲>

- ・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。

○受援計画の策定<再掲>

- ・受援計画を策定することで、救援物資の搬出入、人的資源等の受入れを円滑に行えるよう整備します。

5) 國土保全

○効果的な地籍調査の実施

- ・地籍の明確化を図ります。

【重要業績指標】

○災害時応援協定締結数 63件（令和元年度）→68件（令和6年度）

○受援計画の策定 未策定（令和元年度）→策定済（令和6年度）

○地籍調査進捗率 17%（平成30年度）

(8)-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重点

1) 行政施策

○社会秩序の維持

- ・発災時以降、治安の悪化が懸念されることから、犯罪抑止のための活動が必要になることから、出前トーク等活用し、周知啓発を継続し、災害発生時には防止対策を講じます。

○地域コミュニティの維持・継続のための支援

- ・多くの市民に地域づくり活動に参画してもらうため、人材確保、育成を目的としたまちづくりに関する必要なスキルを学ぶ支援の継続、また、地域課題解決に向け、地域づくり組織と市が協働で実施する地域防災の推進を図ります。

○防災ボランティアの活動環境の整備

- ・災害時におけるボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会等関係機関と連携し、必要な協力体制を構築します。

○避難所での生活が困難な避難行動要支援者対策

- ・避難行動要支援者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な避難行動要支援者については、福祉避難所の開設等により支援します。

【重要業績指標】

○出前トーク等の実施数 18件（令和元年度）→22件（令和6年度）

●横断的分野

1) リスクコミュニケーション

○ハザードマップの更新

- ・洪水・土砂災害ハザードマップ等、内容が更新された場合は、隨時発行することとし、住民への周知を継続的に実施します。

○多言語による情報発信

- ・外国人居住者等への災害情報提供のため、外国語による伝達手段の確保に努めます。

【重要業績指標】

○ハザードマップの作成 配布済（令和元年度）→継続（令和6年度）

2) 老朽化対策

○市所管施設の老朽化対策

- ・市所管の各施設における個別の維持管理計画を策定し、計画的に施設の老朽化対策、更新等に取り組むとともに、指定避難所となっている施設は避難所看板の作成、更新等、適切な維持管理を行います。

○社会資本（インフラ）の老朽化対策

- ・急速に進行する社会資本等の老朽化に対応するため、「名張市公共施設等総合管理計画」に基づき、中長期的な視点による計画的な維持管理・更新に取り組みます。
(事業の詳細は別表参照)

3) 人口減少対策

○人口減少対策

- ・第2期名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略による人口減少対策を推進します。

【重要業績指標】

○【重要業績指標】

「第2期名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標

○働く意欲のある人にいきいきと働ける場が確保されていると思う市民の割合

31.6%（平成30年度）→35.0%（令和4年度）

○名張市に「ずっと住み続けたい」「当分の間住み続けたい」「市内の別の地区に移りたい」とする30～39歳の市民の割合

86.0%（平成30年度）→88.0%（令和4年度）

○市内の保育施設や子育てサービス、相談窓口等の子育て支援施策に満足している市民の割合

61.8%（平成30年度）→65.0%（令和4年度）

○健康な暮らしを送っていると感じている市民の割合

77.8%（平成30年度）→83.0%（令和4年度）

第2節 施策分野別の推進方針

第1節の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」別の推進方針の結果を踏まえ、各施策の目的別に捉えた「個別施策分野」及び市が抱える政策課題別に施策を横断的に捉えた「横断的施策分野」別にみた推進方針は次のとおりとなります。

（1）個別施策分野別

1) 行政施策

- ・地域、関係機関の連携に基づく応急対策の推進等を図るため、大規模災害を想定した訓練を定期的に実施します。
- ・地域の自主防災組織等が実施する防災諸活動を円滑に進めるため、防災計画等を整備・更新を継続して行います。
- ・関係機関との連携を密にして、気象情報等を早期に入手し、庁内での情報共有を行い、夜間・休日であっても情報共有できる体制を構築します。
- ・防災ほっとメールの登録推進等、市広報紙等を通じて災害時における情報収集手段について市民に周知します。
- ・通信訓練の実施、告知放送受信機の整備を行います。
- ・防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、特設公衆電話、告知放送受信機の通信訓練を実施します。
- ・避難行動要支援者への地域支援体制を推進します。
- ・非常食料の炊き出し訓練、応急給水訓練、平時からの災害備蓄の啓発を継続し、非常用備蓄食料等の拡充及び更新を図ります。
- ・避難所での感染症対策のための講習会を適時実施します。また、必要な感染防護具（手袋、マスク、感染防止衣等）や薬資材（手指消毒アルコール等）の備蓄を進めます。
- ・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。
- ・物資拠点施設を整備します。
- ・断水にも対応できるよう応急給水訓練等実施し、飲料水の備蓄について、周知啓発を行います。
- ・災害時協力井戸の登録拡充と周知を図ります。
- ・受援計画を策定することで、救援物資の搬出入、人的資源等の受入れを円滑に行えるよう整備します。
- ・災害用資機材が充足できるよう確保に努めます。
- ・児童・生徒が自然災害等による浸水被害、土砂災害から身を守るための安全・防災知識を習得させます。
- ・業務継続計画を作成し、発災時に円滑に業務運営を進めます。
- ・電力供給停止時の早期のエネルギーの供給の確保と機能の維持を図ります。
- ・防災拠点の電力確保のため、太陽光発電設備及び蓄電池の適切な管理に努めます。
- ・災害時に市ホームページへのアクセス集中によるサーバーダウンを回避するためサーバーのネットワーク性能の向上及び防災アプリ等での災害情報の発信について、継続して実施します。
- ・発災時以降、治安の悪化が懸念されることから、犯罪抑止のための活動が必要になるため出前トーク等を活用した周知啓発を継続し、災害発生時には防犯策を講じます。
- ・継続して庁内の主要システムが稼働できるよう、ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定し、庁内の主要システムが災害時にも稼働できる体制の整備、主要シス

テムの電源の確保や情報システムのバックアップ体制、情報通信回線の複線化など対災害体制の更なる強化を進めます。

- ・多くの市民に地域づくり活動に参画してもらうため、人材確保、育成を目的としたまちづくりに関する必要なスキルを学ぶ支援の継続、また、地域課題解決に向け、地域づくり組織と市が協働で実施する地域防災の推進を図ります。
- ・災害時におけるボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会等、関係機関と連携し、必要な協力体制を構築します。
- ・避難行動要支援者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な避難行動要支援者については、福祉避難所の開設等により支援します。
- ・消防車両、救急自動車及び救助資機材並びに耐震性貯水槽等を継続して整備とともに、自然水利を活用するための環境整備を推進します。
- ・消防団員及び消防団活動協力員を各地域に確保します。
- ・緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施します。
- ・救命ボート、ウェットスーツ、ライフジャケット、スコップ、バール、胴付長靴等、浸水時や土砂災害時に必要な資機材の更なる整備を行います。
- ・被災情報の収集・伝達や避難広報等を行うための消防車両や資機材等を計画的に整備します。
- ・感染防止衣、手袋、マスク等の衛生資器材に不足が生じないよう十分な在庫を確保します。
- ・消防無線、防災行政無線、トランシーバー等、あらゆる情報通信手段を活用し、消防機関の情報収集・伝達体制を確保します。
- ・消防本部と消防団との連携訓練を継続して実施します。
- ・ハザードマップによる周知、ため池の管理者への点検、修繕等に係る管理の助言、指導を継続して行います。
- ・多数の遺体を応急的に埋火葬が実施できるよう、近隣市町や県に要請する体制を整備します。
- ・危険物や有害物質を保有する施設の届出の周知徹底等、指導体制の強化と設置者へ災害発生時の二次災害の未然防止の啓発を行います。
- ・災害廃棄物を名張市災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ迅速に対応します。

②住環境

- ・旧耐震住宅の所有者に対し、補助制度を活用した無料耐震診断や補強設計・補強工事に掛かる費用に対する支援、耐震化の促進を継続して行います。
 - ・狭い道路を解消し、安全な住宅市街地の形成を図ります。
 - ・災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策を推進します。
 - ・補助制度を活用した耐震診断に掛かる費用支援はもとより、啓発及び建築指導等による耐震化の促進を継続して行います。
- また、管理不全の空家等に対して名張市空家等対策の推進に関する条例や空家等対策の推進に関する特別措置法による指導、勧告、命令等の措置を行います。
- ・災害・事故発生時の応急対策業務について、応急体制、応急給水、応急復旧に関する計画の隨時見直し、更新と訓練を実施します。

- ・公共下水道区域のストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策事業と農業集落排水施設の機能強化対策事業計画に基づく整備を継続します。また、下水道事業業務継続計画を策定します。
- ・自家用発電機及び非常用発電機の整備と、その燃料の備蓄を継続します。

③保健医療・福祉

- ・幼児、児童が自然災害等による浸水被害、土砂災害から身を守るための安全・防災知識を習得させます。
- ・市内保育施設での災害備蓄の整備を促進します。
- ・河川増水で浸水被害があった場所等へ感染症予防のため消毒薬の散布を継続して行います。
- ・災害時の初期医療救護活動を円滑かつ迅速に実施するために、県や医師会等関係機関との協力体制の整備を進めます。
- ・大規模災害時には患者のほか、医療従事者や市外から派遣されたDMA T隊員等の宿泊、休憩スペースの確保のため、医師・看護師宿舎の改修・整備を行います。
- ・大規模災害時に発生が想定される罹災物品を撤去し、速やかな医療環境の復旧に向けた体制整備の一つとして物品運搬車両を確保します。
- ・避難所等において、被災者の心身の健康管理、栄養指導、歯科保健指導、こころのケア等に係る専門的な支援のための体制整備を進めます。また、災害時の保健活動推進のための訓練や研修に取り組みます。

④産業

- ・事業継続力強化支援計画の策定を支援します。
- ・農村地域や中山間地域の農地、農業用施設等の地域資源の保全管理及び担い手の育成を行います。
- ・農業用施設等の長寿命化・防災減災対策を実施します。
- ・間伐等の適切な森林施業の実施及び林業の担い手の確保を行います。
- ・防護柵の設置及び有害鳥獣捕獲を推進するとともに、狩猟者数の増加を図ります。

⑤国土保全

- ・大地震時等における大規模盛土造成地の活動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、造成宅地の滑動崩落防止対策を推進します。
- ・緊急輸送路や主要な道路、迂回路となる道路の整備や維持等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進します。
- ・地籍の明確化を図ります。

(2) 横断的分野別推進方針

①リスクコミュニケーション

- ・洪水・土砂災害ハザードマップ等、内容が更新された場合は、隨時発行することとし、住民への周知を継続的に実施します。
- ・外国人居住者等への災害情報提供のため、外国語による伝達手段の確保に努めます。

②老朽化対策

- ・公共施設において個別の維持管理計画を策定し、適切な維持管理を行います。
- ・急速に進行する社会資本等の老朽化に対応するため、「名張市公共施設等総合管理計画」に基づき、中長期的な視点による計画的な維持管理・更新に取り組みます。

③人口減少対策

- ・第2期名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略による人口減少対策を推進します。